令和２年第２回神奈川県議会定例会

提　出　議　案　説　明　附　属　資　料

（６　月　11　日　提　案　分）

産　業　労　働　局

目　　　　　　次

ページ

1　神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表　…………………………………………… 1

１　神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県立の総合職業技術校に関する条例（昭和54年神奈川県条例第１号）新旧対照表
（第１条関係）

改　　正	現　　行
第１条～第４条　（略） （入校料及び授業料の免除等） 第５条　知事は、特別の理由があると認められる者については、規則で定めるところにより、入校料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。 第６条～第９条　（略）	第１条～第４条　（略） （授業料の免除等） 第５条　知事は、特別の理由があると認められる者については、規則で定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。 第６条～第９条　（略）

神奈川県立産業技術短期大学校条例（平成６年神奈川県条例第２号）新旧対照表
（第２条関係）

改　　正	現　　行
第１条・第２条　（略） （訓練課程及び学科） 第３条　短期大学校の訓練課程は、法第15条の７第１項第２号に規定する高度職業訓練を行うための専門課程及び専門短期課程並びに同項第１号に規定する普通職業訓練を行うための短期課程とする。 ２　（略） 第４条～第７条　（略） （入学料及び授業料の免除等） 第８条　知事は、特別の理由があると認められる者については、規則で定めるところにより、入学料（聴講生から徴収するものを除く。）及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。 第９条～第13条　（略）	第１条・第２条　（略） （訓練課程及び学科） 第３条　短期大学校の訓練課程は、高度職業訓練を行うための専門課程及び専門短期課程並びに普通職業訓練を行うための短期課程とする。 ２　（略） 第４条～第７条　（略） （授業料の免除等） 第８条　知事は、学業優秀であり、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。 第９条～第13条　（略）